

「銀の馬車道と鉱石の道」つながる金・銀・銅 文化プロジェクト 業務仕様書

1 趣旨

「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」が日本遺産に認定されたことを受け、「銀の馬車道と鉱石の道」エリアの魅力を発信し、誘客に繋げるとともに、改めて地域の住民が地域資源を認識し、地域の誇りを醸成する契機とするため、「銀の馬車道と鉱石の道」つながる金・銀・銅 文化プロジェクトを実施する。

「銀の馬車道と鉱石の道」への来訪者に向け、産業遺産等の案内・説明に資する作品をアーティストが制作し、新たな切り口で産業遺産等への導入を図ることとする。

また、作品の制作については、「銀の馬車道と鉱石の道」にゆかりの鉱物や、鉱山町・馬車道沿線の宿場町の風習・文化等をテーマとした作品とし、一体的に展示することで「銀の馬車道と鉱石の道」の魅力を高め、産業遺産や文化財に関心の薄い新しい層の誘客を促進し、地域の活性化に繋げる。

2 業務名

「銀の馬車道と鉱石の道」つながる金・銀・銅 文化プロジェクト

3 業務期間

契約日から平成30年3月31日までの間で協議する

4 予算額

9,500,000円（予定）（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

(1) 金・銀・銅等をテーマとしたアート作品の制作、設置

「銀の馬車道と鉱石の道」エリア内の産業遺産等の案内・説明に資するような、金・銀・銅等「銀の馬車道・鉱石の道」にゆかりの鉱物や、鉱山町・馬車道沿線の宿場町の風習・文化等をテーマとしたアート作品を制作、設置する。

・作品数 3点以上

※「銀の馬車道と鉱石の道」の歴史的経緯、認定されたストーリーを踏まえ、地域の活性化に繋がるような内容とし、単なるアート作品の設置にとどまることのないようにすること

※作品設置後は、設置地域での保守管理を想定しているので、作品の選定・制作にあたって配慮すること

※制作にあたっては、アーティストと地域団体との連携、地域との交流等により、地域のシビックプライド醸成の契機となるよう工夫をすること

※作品は平成29年度から31年度の間で、7点程度制作、設置予定であり、平成30年度以降に、作品を活用したイベントを実施予定であるので、設置後の展開を想定した作品とすること

ただし、今回の提案にイベント実施は含まないこと

(文化庁等の予算措置状況により変更することがある)

※平成30年度以降の事業実施については、年度毎にあらためて企画提案コンペを実施予定である

6 留意事項

- (1) 本事業の成果物等に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会に帰属する。
- (2) 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の遂行に必要な事項は実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- (3) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

7 問い合わせ先、書類提出先

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会

「銀の馬車道と鉱石の道」つながる金・銀・銅文化プロジェクト担当

(兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課内) 三嶋、藪下

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-1-1

TEL 0796(34)6126 FAX 0796(23)1476

E-mail: tajimachiiki@pref.hyogo.lg.jp